

令和8年5月20日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、令和8年度の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 所得割 | 100分の8.18 |
| 2 被保険者均等割 | 31,228円 |
| 3 世帯別平等割 | |
| 条例第10条第1項第3号アに掲げる額 | 30,403円 |
| 条例第10条第1項第3号イに掲げる額 | 15,202円 |
| 条例第10条第1項第3号ウに掲げる額 | 22,803円 |